

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金(家計急変世帯)のご案内

■ 給付対象要件

- 本給付金は、基準日(令和4年9月30日)において、日本国内のいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されており、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)が対象です。なお、基準日の翌日(令和4年10月1日)以降に入国した等により新たに住民登録された者を申請者として申請することはできません。

■ 給付対象世帯の判定方法

- 令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の収入を年収に換算(12倍)して、「住民税均等割非課税相当」であるか判定します。
- 「住民税均等割非課税相当」となる収入額・所得額は、世帯構成により異なりますので、下記の表でご確認ください。(※世帯は、申請時点の住民票(住民基本台帳)の世帯で判断します。)
- 収入の種類は給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入です。
※非課税の公的年金等収入(遺族・障害年金等)は含みません。
※収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。

扶養している親族の状況	非課税相当限度額 (年間 収入額ベース)	非課税相当限度額 (年間 所得額ベース)
単身又は扶養親族がない場合	97万円 以下	42万円 以下
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	148万円 以下	93万円 以下
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	190万4千円 未満	125万円 以下
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	236万円 未満	157万円 以下
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	281万6千円 未満	189万円 以下
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204万4千円 未満	135万円 以下

これを超える場合は上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用してください。

(注意1) 住民税非課税世帯は、家計急変世帯に対する給付金の対象にはなりません。

(注意2) 基準日(令和4年9月30日)に同一世帯だった親族が、基準日の翌日以降に別世帯として同一住所に住民登録した場合(世帯分離)は同一世帯とみなします。同一の住所に住民登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合、もう一方の世帯は給付金を受給できません。

(注意3) 世帯全員が、住民税が課税されている他の親族の扶養を受けている場合は対象外です。

■ 給付金額 1世帯あたり5万円(受給権者は世帯主)

■ 手続方法 **申請が必要です**

「申請書」と「簡易な収入(所得)見込額の申立書」に必要事項を記入して、収入(所得)額が確認できる書類や本人確認書類などを添付し、返信用封筒にて、泉佐野市価格高騰緊急支援給付金担当窓口まで、郵送にてご提出ください。提出いただいた申請書及び書類をもとに支給要件に該当するか審査のうえ、指定された口座に振込みます。振込予定日が決まりましたら、世帯主宛に振込予定日を記載した支給決定通知書を郵送します。

■ 申請期限について 令和5年2月28日(必着)



虚偽の申告に基づき支給を受けたことが明らかになった場合には、返還を求めることになります。また不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

■よくあるお問い合わせ

問1 非課税世帯への給付金をすでに受け取っていますが、「予期せず家計が急変した」ので、家計急変世帯への給付金の申請はできますか？

答1 非課税世帯への給付金を受給した世帯の世帯員が含まれている場合は、原則家計急変世帯への給付金の対象となりません。（1世帯1回のみ）

問2 「予期せず家計が急変した」ことをどのように確認しますか？

答2 予期せず家計が急変したことは自己申告、（簡易な収入（所得）見込額の申立書、「予期せず家計が急変し収入が減少した」ことの確認欄へのチェック）により確認します。

問3 家計急変世帯の申請者が選定する任意の1か月とは、どの月を選定してもよいですか。

答3 令和4年1月から令和4年12月であれば、どの月を選定しても構いません。（直近の家計の状況に基づき判定をするためには、申請月に可能な限り近接した月の選定が望ましいです。）

問4 1年間のうち、収入月が特定月に生じる業種の場合でも、家計急変世帯の支給対象となりますか。

答4 予期せず家計が減少した訳でなければ、支給対象にはなりません。例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や、農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、支給要件を満たしません。

問5 定年退職や自己都合退職後に予期せず再就職が難しくなり、現在まで就労に至らない場合でも、家計急変世帯の対象となりますか。

答5 定年退職や自己都合退職後に、予期せず再就職が難しくなり、当該影響がなければ得られていたはずの収入が得られなかった場合は、予期せず家計が急変したものに該当します。

問6 令和4年度の住民税は課税されていますが、子供が生まれたことにより、収入の減少はないものの住民税非課税相当の水準となった場合には、家計急変世帯に該当しますか。

答6 本給付金は、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して支給するものとする趣旨から、給付対象とします。

問7 家計急変世帯として申請する際に必要な添付書類について、給与明細を勤務先からもらうことができないのですが、どうしたらよいですか。

答7 「住民税非課税世帯相当の水準まで収入（所得）が減少した経緯や状況」「収入（所得）が減少した年月」「収入（所得）が確認できる書類を提出できない理由」を、記載した申立書（形式は問いません）を作成し提出してください。

問8 申請書等の書き方がわかりません。どこで教えてもらえますか。

答8 101会議室（奥側）に相談窓口を設置しており、申請書の記入方法や添付書類等についてご相談いただけますが、窓口での密をさけるため予約制にしております。下記相談窓口へご連絡ください。

（相談時間：平日午前9時～正午、午後1時～午後5時 ※12/29～1/3除く）

問合せ先：泉佐野市役所 地域共生推進課

電話 072-463-1212 内線 2191

※お問い合わせ時は「価格高騰緊急支援給付金」とお申し出ください。